

医政発 0908 第 6 号
平成 29 年 9 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について (依頼)

公的医療機関等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。）や、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院（以下「対象医療機関」という。）については、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について（依頼）」（平成 29 年 8 月 4 日付け医政発 0804 第 2 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により、地域医療構想（同法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。）の達成に向けた将来の方向性を示すための「公的医療機関等 2025 プラン」を策定した上で、当該プランを地域医療構想調整会議に提示し、議論を行うよう依頼したところである。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）を参考に、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされているが、都道府県、市町村の開設する病院には、新公立病院改革プランの策定対象とならない病院があることから、それらの病院について、対象医療機関と同様、局長通知を参考に「公的医療機関等 2025 プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等 2025 プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくようお願いする。

また、その策定期限についても、対象医療機関と同様に、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については本年 9 月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも本年 12 月末までに、可能な限り策定いただくようお願いする。

なお、各都道府県におかれては、管内の関係市区町村に対しても、この旨を適切に周知されたい。